参考資料４

東日本大震災に係る平成 25 年３月以降の対応について

１　一部負担金

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の加入者に対する医療費の一部負担金の免除期間を平成 26 年 2 月 28 日まで延長する。

（※これまでの免除証明書については、有効期限が「平成 25 年 2 月 28 日まで」と記載されているので、該当する加入者には有効期限を更新した上で再度送付。）

２　特定健康診査等

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の加入者については、平成 25 年４月１日から平成 26 年３月 31 日までの間に受診した生活習慣病予防健診、特定健康診査及び特定保健指導に係る自己負担額を引き続き還付する。

（注）その他の被災者（住居の全半壊等）に対する還付は平成 24 年度で終了する。